

# 静岡県海岸保全基本計画 第1回委員会 議事概要

H27.9.25（金）10:00～11:40

静岡県庁 別館5階危機管理センター

## ■資料説明

事務局より

## ■討議

### ◆L1新モデルの必要堤防高の公表に伴う変更（p.1～19）

○青木委員、岡田委員

- ・施設整備において天端が不連続な場合や地形への擦付部に対して景観的配慮を明示すること。  
⇒ 事務局：現地の地形状況等を勘案して検討していきます。

○岡田委員

- ・必要堤防高の表記が、住民にとって既存構造物と比べてどれほど高い施設が計画されているか分かりにくい。嵩上高を併記できないか。  
⇒ 事務局：嵩上げ高が1m以上になった場合、既設構造物を取り壊したうえで、新たな構造物を整備することもあるので、地元の説明に入った際に、フォトモンタージュ等を用いて丁寧に説明したい。
- ・計画書内にパンフレットを参照する等の記載ができないか。  
⇒ 事務局：駿河湾 p1-74 に地域と調整する際の景観について参考とする資料を記載しているため、必要であれば、そのような対応を取りたい。

佐藤委員長、原田委員

- ・5地震総合モデルについて分かりやすい説明を記載してほしい。  
⇒ 事務局：対象地震の特徴等について追記します。

### ◆海岸法改正に伴う変更（p20～31）

○佐藤委員長、原田委員

- ・堤防及び護岸の前面の砂浜（養浜）は防護上効果があるので、前浜の侵食対策について記載した方がよいのではないか。  
⇒ 事務局：養浜が必要な海岸については、海岸保全施設の新設又は改良にかかる事項として記載しています。

○佐藤委員長

- ・海岸保全施設を維持していくために、砂浜の侵食対策は必要ではないか。  
⇒ 事務局：維持又は修繕の方法の中で特に配慮すべき事項に前浜の侵食状況について記載し、砂浜の状況について認識しながら管理を進めています。

○杉野委員

- ・パトロール上の環境にかかる記載事項として、海岸の景観、海岸の動植物、人為的影響（車両乗入、リクレーション等）、これらをどのように維持管理していくかの4点について記載してほしい。  
⇒ 事務局：基本の方針や取り組みについては、原案に記載しておりますので、維持の海岸毎の記載の中に漏れがないか確認します。
- ・環境に関する記載において、何点か修正点がある。  
⇒ 事務局：杉野委員に修正内容を確認した上で、パブコメを実施します。

○佐藤委員長、岡田委員

- ・住民との地域連携、利用者の責務について記載してはどうか。  
⇒ 事務局：原案に記載してあるか確認します。

◆その他（p32～33）

○杉野委員

- ・第1章に若干の記載漏れがあるのでレッドデータブックを参考にして記載すること。  
⇒ 事務局：杉野委員に修正内容を確認した上で、パブコメを実施します。